

教育委員会 平成26年度 3月定例会の概要

○日時 平成27年3月4日(水)
9時30分開会 11時30分閉会

○場所 鎌倉市役所 402会議室

○出席委員 山田委員長、下平委員、朝比奈委員、齋藤委員、安良岡教育長

○傍聴者 4人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長等報告
- (4) 課長等報告

ア 教育委員会の意見の申し出について

イ 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

ウ 初任者研修及び1年経験者研修の報告について

エ 行事予定(平成27年3月4日～平成27年4月30日)

2 請願第1号 教科書採択についての請願

3 議案第33号 不当労働行為救済申立事件について

4 議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

5 議案第35号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

6 議案第36号 学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

7 議案第37号 鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

8 議案第38号 鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

9 議案第39号 平成27年度鎌倉市学校教育指導の重点について

10 議案第40号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

11 議案第41号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。

1 報告事項

(1) 委員長報告

山田委員長

ひな祭りを過ぎ、これから教育現場ではお別れと新たな出会いの季節をむかえる。我々委員も小・中学校の卒業式にお邪魔して、巣立っていく卒業生の皆様の行く末が明るいものであるよう心からお祈りし参列させていただく。

活動報告は2月22日に、鎌倉市の第41回市PTA大会に朝比奈委員と齋藤委員が出席したので、何かあったら願います。

朝比奈委員

親野智可等先生とおっしゃったか、講師の先生が漫談を聞いているようで非常に楽しかった。興味深いことがたくさんあり、女の子と男の子の叱り方に違いがあるんだと前から言われているが、その辺を、裏付けのあるのか分からない楽しい話し方ではあるが、脳科学的に違いがあると話しいただき、合点のいく話であった。子どもを育てていく上で必ずしも常に目を光らせて叱り飛ばしてばかりではいけないというのは私も常々感じていることで、修行道場の修行者を指導する老師方の教育の仕方もそのように変わってきている事実もあるが、それと話が重なる部分もあり非常に興味深い話をいただいた。

齋藤委員

一番に感じたのは、子を思う市PTA連絡協議会の思いがこういうところに現れるのだなと。子を思う親の心を我々教育委員がしっかりと受け止めて、スローガンである「子どもたちの笑顔のために」日々頑張っていかなければいけないし、今現在皆さん頑張ってくださいているんだなということを改めて強く感じ、昔を懐かしく思った。稲村ヶ崎小学校と深沢小学校の広報誌の報告があったが、そこからも良さを感じた。

講演内容については、叱り続けることのマイナス。教育の家庭生活の基本のようなことをお話し下さった。親と子がどうやって子どもを自立させていくか。子どもを叱ることはできても、褒めることや待つことができない我々や親。子どもが何かを訴えたとき、訴えなくても様子から見て今何を考えているかが分かるようにすると、子どもたちも穏やかに生活ができ、大きな問題にはつながっていかないのではないかと、考えさせられた。男の子の脳と、女の子の脳の成長の違いがあって、ゆとりを持って育てていくことが大事であると、多くの保護者が聞いていたので、鎌倉の子どもたちの家庭がよくなっていけば良い。「今日家に帰ったら子どもがびっくりするかも、親が叱らなくなった」となったら良いなと言いながら帰った。

山田委員長

そのようになかけがえの無い子どもたちだが、このところ子どもを取り巻く、胸を締め付けられるような事件が相次いでいる。いろいろ詳細が明るみに出るとつれ、被害者や加害者側も様々なサインを出しているように感じるが、どうして周囲がもう少し早く、危機意識を持って感じ取ることができなかつたのかと非常に悔やまれる。私たちは報道を聞く限りなので

実情はどうか分からないが、学校での人間関係や家庭環境、警察との連動、地域との関わり、メディアの影響など様々考えさせられることがある。こうした尊い命が奪われることが無いように、私たちも親として、市民として、こうして教育に少しでも関わらせていただいている立場として、日頃から周囲を見渡して、小さなサインを逃さないように、そして今おっしゃったことを心がけながら危機意識も高めていかなければと、改めて思っている。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

卒業式が今月ある。中学校が13日金曜日、小学校が20日の金曜日で、教育委員の皆様にご出席いただき、お言葉を頂ければと思うので願います。

(3) 部長等報告

教育部長

議会が開催中なので、今日までのところの報告をさせていただく。

2月12日に開会をして、一般質問4名。2月議会は代表質問といい、各会派からご質問がある、それが18、19日。そして、教育こどもみらい常任委員会が23日にあった。今回教育部で提出している議案としては、2月定例会で審議いただいた教育長の、「教育委員会制度改革」に関連した2本の制定の議案、報告として教育委員会制度改革、小中学校普通教室の冷房設備設置、学校給食費の改定、中学校給食の内容を常任委員会に報告した。

明日から11日まで、来年度の予算を審議する予算等審査特別委員会が開催される。教育部文化財部所管部分は10日になる。最終日は19日を予定している。2月の定例会で教育委員会に関連した主な質問をタイトルだけ上げさせていただくと、小中学校のバリアフリー化の問題、学校のエレベーターを設置してほしいという要望、それから公民教育、子どもの貧困問題、就学援助に関する質問、学校の施設関係で公共施設再編計画が進められているがそれとの関連、学校施設トイレ給排水設備の改修等について、郷土学習についての質問があった。

代表質問の中では、6会派からの質問があった。共通するものが多く、一番多かったのが教育委員会制度の関連。総合教育会議、大綱の在り方、教育委員会の責任体制、事務局の置き方の問題等。それから、小中学校の普通教室の冷房化問題、中学校給食のスケジュールや進め方の問題に対する質問があった。子どもの居場所の問題、放課後子ども教室、教育環境内容の充実の質問が各会派から出ている。

常任委員会の質問もそれに関連するものが多く、教育委員会制度改革の問題、普通教室の冷房化、学校給食費の改定、中学校給食と、ほぼ同じような内容の質問、議論がされた。

文化財担当部長

引き続き文化財担当及び歴史まちづくり推進担当所管部分のご報告をする。

まず2月13日に一般質問があった。質問内容は幕末期に焦点を当てた観光施策ということで、世界遺産再提出の動きや、西御門の北条義時邸跡の可視化整備、岐れ道から鎌倉宮に至る市道

の電線地中化、永福寺の整備状況について質問があった。

続いて代表質問は、5会派から質問があった。各会派共通しての質問は、世界遺産の取り組み状況は今どうなっているのか、平成27年度に策定を目指し今まさに検討を進めている歴史的風致維持向上計画の進捗状況、仮称の歴史文化交流センターの整備状況の質問が5会派共通してあった。

教育こどもみらい常任委員会では前回2月の教育委員会定例会でご報告した指定文化財の指定、永福寺の整備状況について報告させていただいた。あとは平成27年度一般予算会計についての審議をいただき、いずれも質問はいただいたが、了承の結果となった。総務常任委員会は2月27日に開かれており、議案として鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会の歴史的風致維持向上計画策定を審議いただいた。合わせて、一般会計予算の審議をいただき2案件を総意で可決いただいた状況である。

(4) 課長等報告

報告事項ア 教育委員会の意見の申し出について

山田委員長

報告事項のア「教育委員会の意見の申し出について」報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

平成27年2月12日付で、平成27年2月議会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」議決するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき、教育委員会の意見の申し出について議案集2ページのとおり、市議会議長から依頼があった。

制定予定の条例は教育委員会1月定例会で可決いただいた内容で、議案集3ページ下の欄のとおり、第8条に鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に引用条文の改正が含まれるため、教育委員会への意見聴取が必要となる。当該意見の申し出に関しては、急施を要し教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、平成27年2月13日付で教育長がその事務を臨時に代理し、議案集4ページの通り異議がない旨申し出たところである。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項アは了承された)

報告事項イ 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

山田委員長

報告事項のイ「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」報告をお願いします。

教育指導課担当課長

議案集 5 ページの他に、A 3 で 2 ページの資料を参照いただく。

「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」は、毎年度初めに全教職員に配布し、内容の確認・周知を図っている。基本的内容は変わっていないが、資料の 1 ページでは、現在国・県が体制づくりを進めている、障害のあるなしに関わらず子どもたちが共に学び共に育つ教育として「インクルーシブ教育」の推進に向けた環境づくりについて記載している。

2 ページでは、チームによる支援の充実、教育的ニーズの把握、学校での支援内容について触れている。3 ページでは、具体的な支援の内容例を示している。5 の学級介助員及び学級支援員等の派遣、いわゆる人的支援については、人数等が○印になっているが、27年度予算が確定したところで記入する。6 では、研修の充実については、記載の通りとなっている。

4 ページでは、支援シートの取組みについての内容を記載している。特に例年との変更はない。また、特別支援学級全校設置への取組については、本年度26年度については、第一中学校、手広中学校に開設し、順調にスタートし、1年のまとめの時期に入っている。

来年度、平成27年度については第一中学校に対象生徒がいなかったため閉級していた弱視学級、知的障害学級を開設する。現在予定通りに準備が進んでいることを併せて報告する。

(質問・意見)

齋藤委員

大事な子どもの教育ということ考えたときに、インクルーシブ教育の、障害のあるものとなないものが共に学べる場所の大事さ、お互いに育つこと、個に応じた指導、今いろいろな子どもたちが、たくさんの課題を抱えている子もいる。その中で手厚いというか、きめ細やかな教育ができるように、このようにご配慮いただけたらと考える。

下平委員

3 ページの学級介助員・支援員の派遣についてのところで人数が○名となっているが、実際にその状況に見合って人数が決めて連絡をしていると理解していいのか。また、新たに弱視学級と知的障害学級が第一中にオープンすることなので、それに見合った介助員や、支援員が改めて増員等を考えていると思うがそこを説明してほしい。

教育指導課担当課長

3 ページにある学校介助員・支援員であるが、学級介助員は普通学級で特に肢体や病気の関係で介助が必要な場合に、主には特別支援学級の分であるが、子どもたちの状況に応じて配置している。人数はたくさんいればいいところだが、予算の中で有効につけられるように毎年その状況を踏まえて配置している。学級支援員については時間数ということで、各学校がサポートをできることを事前に学校から様子を聞かせてもらって時間数を配当するという流れになる。それぞれ増員、増時間をめざして、毎年やっている。

第一中学校で知的学級は今年開設しているのでクラスが増えるということである。障害者の子どもが入学するという事なので、そういったところで、介助員や支援員等を含めて考

えていくという状況である。

教育部次長

今の回答に加えて、特別支援学級で障害種別ごとに一人でも生徒がいたら、県費職員が配置されるので、第一中学校については2人増員になる。新学期からは、2人の増員となる。

朝比奈委員

質問というよりお願いになるが、学校訪問して会ったお子さんの中では、独特なふるまいをするけれども、普通の教室で一緒に勉強をしているのがあるが、そういう子たちを一人ひとり手厚くこうして見ることができれば、学校教育の中で特別なカリキュラムは難しいかもしれないが、何かきっかけがあれば、ものすごく伸びていく可能性を秘めている。他の科目は苦手であっても、そういう子たちの将来を考えると、みんなと一緒にして埋没して終わってしまうのではなくて、伸ばしていく仕組みが出来ていけばありがたいと考える。

(報告事項イは了承された)

報告事項ウ 初任者研修及び1年経験者研修の報告について

山田委員長

報告事項のウ「初任者研修及び1年経験者研修の報告について」報告をお願いします。

教育センター所長

平成26年度初任者研修は、21名を対象に実施した。初任者研修は、神奈川県立総合教育センターが主催する研修と、各学校における校内研修、鎌倉市教育センターが行う研修がある。鎌倉市教育センターがこの1年間に実施した研修一覧は、7ページに記載のとおり。8ページは、2月17日(火)に実施した「平成26年度第5回初任者研修会」についての資料である。「授業づくりについて」「児童生徒理解・指導について」「よりよい学級づくりを進めるために」をテーマにグループ協議を行い、1年間の初任者一人ひとりの教育活動の振り返りを仲間とともに共有した。

続いて、9ページの1年経験者研修は、本年度18名を対象に実施要項の内容で実施した。指導主事による研究授業、授業力向上のための選択研修、各学校における課題解決研修を行い、そのまとめとして2月6日(金)には、10ページの資料のように、平成26年度鎌倉市1年経験者研修研究協議会を実施し、一人ひとりの課題解決に向けた取組に関するグループ協議と授業力向上のための実践に関するグループ協議を行い、1年間の振り返りを1年経験者研修の仲間と共有した。

初任者、1年経験者ともに、1年間の教育活動の実践を報告する中で、個々の教育活動に関する課題や成果を整理し、他の研修者と報告を共有することにより、自分の課題の解決に向けた新たな発見があったようである。「子どもたちのために」をベースとした、共通な思いを共有することにより、研修者同士の新たな絆が深まる研修会となった。

今後も「目の前の子どもとこれから出会う子どもたち」のために、教員としての指導力、授業力、資質の向上のための自己研修、研修会への参加の重要性について確認し、1年間の

研修を終了した。

(質問・意見)

下平委員

一年間どのような内容で行われたのかが分かった。初任者の皆さんの雰囲気はどんなであったか。

教育センター所長

グループ協議の方法は、一つのテーマについて話をし、終わった後自由にグループに分かれてまた話をする。お互い1年間の悩みとかを話していると、「私もあった」「こうすると良い」など。印象に残っているのは、「研修の中で講師の先生方や校長先生、教頭先生いいこと言ってくれるんだよな、でもなかなかできない」という言葉も出た。講義形式ではないので、自分たちの言葉で仲間とのグループワークの中で本音も出ていた。

研修者ではなく子どもたちのためにどうしたらいいかを同じベースで考えて、その辺を共有できて次のステップになる。自分の足りない所も、仲間と共有できる。その中で気になる研修生もいるので、その辺は学校と連絡を取りながら様子を見ていく。

下平委員

川崎の出来事は、近いし他人ごとではないと思う。今、カウンセラーとしても心理学の研究者としても、重要な課題として研究しているところである。私たちの心は、感情・思考・行動の総合体で、心が健康だということは、自分の気持ちにも人の気持ちにも敏感に感じられる。前例踏襲の固い思考ではなく、柔軟に思考できる。そして、行動も素早く起こせるし、柔軟な行動が出来るということである。先生だけに限ったことではなく、私たち大人が健康な心を備えているということが色々なサインに気づくことにもなるし、いろいろな考えを巡らせて迅速な行動、色々な行動を選択できることにもなると思う。先生だけの問題ではないが、私たち大人がそういうところが鈍ってしまうと、子どもに大きなトラブルをもたらすことになるにつくづく感じているので、とにかく心が健康な先生でいてほしいと心から願う。

山田委員長

企業の中では、新入社員は最初一緒に研修してその後各部署に散らばっても、何人かまとまっていたり、たびたび集まって、お互い励ましあったり愚痴をこぼしたりというのがあがる。学校に散らばると、初任者は1人の場合が多いのではないかと想像するが、心を打ち明けられるような場なり、仲間があるのか。用意されるようなものではないが、自分たちで仲良くなってその辺を共有しあったりしているのか、どういう雰囲気なのかをお聞きしたい。

教育センター所長

本年度の初任者は21名。各校で言えば1名か2名。心の部分と仲間の部分が重要になっていくと、研修の中で場面場面で話をしている。ワークショップでも、研修者同士、時間と空間を共にして感動を共にすると仲間の絆が深まるのという話をした。初任者研修の宿泊の際に炊事をしたりして、初任者同士が絆を深めるプログラムを取り入れた。研修の中でも、「子

どもも親も教師も一人にしない」という言葉があり、仲間というつながり、心の部分が大事であると話した。

朝比奈委員

一つの思いに対し、同じ方向を向いて進んでいく仲間が大切と感じるのは、私共臨済宗の修行道場はまさにそこである。どんなに辛いことがあっても、同じように辛い思いをしてやっている仲間がいるというだけで励みにもなるし、先輩がいて励ましてくれる、教えてくれる、応援してくれるということでも助かる。

先般、円覚寺でこれからこの春に修行道場入門を希望する人たちを集めて、道場に入る前の研修を行ったが、5、6人が集まり年齢も様々。この3年くらいの新しい試みで、たった1日のことだが、事前に集まったことで仲間意識もでき、その後一緒に入って来たとき、普通は心細い所が少しは気持ちがおさまって、より一所懸命やるゆとりが出ると思う。

そういう点でも、この後配属はバラバラになってしまうが、あの時一緒にいたということは大事で、そういうことを共有できるカリキュラムを工夫することは大変だと思うが、大切な時間だと思うのでより充実したものを考えていただきたい。

(報告事項ウは了承された)

報告事項エ 行事予定(平成27年3月4日～平成27年4月30日)

山田委員長

報告事項のエ「行事予定」について、特に伝えたい行事はあるか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

11ページ下から4行目、5行目に、中学校・小学校それぞれ記載のとおり卒業式を予定している。続いて文化財部から報告する。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

国宝館の行事について、2点紹介する。

議案集13ページ下から5段目、「特別展ひな人形」があり、本日より29日まで開催している。毎年恒例の特別展ではあるが、鎌倉市において明治時期以降いわゆる近世、大名雛という格式の高いひな人形が土地柄集まったので展示している。今回の企画にあたり副題に「乙女の気持ち」と付けて皆様にお楽しみいただきたく開催する。下から2段目と一番下の出張講座「鎌倉の仏像の基本」ということで、今回新たな取組みとして実施させていただく。博物館として待ちではなく外に出ていくということで、今回彫刻を専門とする学芸員が仏像を拝観鑑賞する際の基本的知識を解説し、市民の皆様楽しんでいただこうとするものである。

山田委員長

出張して学芸員の方の話を聞けるのは大変良いことである。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 請願第1号 教科書採択についての請願

山田委員長

次に日程の2 請願第1号「教科書採択についての請願」を議題とする。教科書採択についての請願書に、意見陳述希望が付記されている。このため請願書による事情の陳述のあと、質疑応答や各委員の意見を伺い採決したいが異論はないか。

(異議なし)

山田委員長

それでは、請願者に申し上げます。請願内容の説明について、5分以内でお願いします。

請願者

鎌倉市の学校教育を考える会の木上だが、このような機会をいただき感謝する。

請願を出して、補足資料を1枚つけた。文科省から出ている資料であるが、請願を出した後存在を知り、内容を見ると我々の出した趣旨とかなり似ていると考え力を得た。請願の陳述をさせていただき際、参照されたい。アンダーラインを引いたところが今回の請願と関連が深いと考える。

請願の内容は大きく二つある。一つは教科書採択の要領について。もう一つは教科書の調査研究の観点について。それからの要領の所は丸が三つあり、そのうちの①と②について、教育委員の諸氏がこれから教科書を採択していただくにあたり見本を参照すると考えるが、大変多いということと委員諸氏は仕事を持っているので、全部目を通すことは非常に大変であるとする。一方、採択権者の権限と責任において採択いただくことから、やはり目を通していただかなければならない。すると、できるだけ教育委員が教科書に目を通し易い、負担軽減というか、そういう環境を作る必要があるのではないか。24時間いつでも教育委員の都合の良い時に見られるようにする、例えば専用の部屋を用意して教育委員が鍵を持ち夜間土日に関わらず見られるという環境条件が望ましい。県内の教育委員会によっては見本本をうまく使うことによって、鎌倉だと10セットか。教育委員で5セット、採択地区の分で5セットあるかと考えるが、うまく使いまわしをして教育委員自宅に1セット置いたところもある。やり方はいろいろあるが配慮をいただきたい。採択期間をできるだけ長く取るとご覧になる時間を長く取れる。見本本が来ないとできないので、できるだけ後ろにずらす。鎌倉は8月にやっているのだから、比較的配慮されているが、さらに1週間、10日締め切りを後ろにずらせないか。

③は、学校票に類するものとか、数値によって教科書を序列化して報告するということがいかなものか。平成13年、県の教育委員会からの通知があるが、従来学校票というのがあるが、学校の希望を集計する整理員がいたが、その趣旨は先生方によって学校の教科書が人気投票で選ばれる、教科書が数値によって序列化されて教育委員に報告されるということが採択権者の責任をあやふやにするというものだった。今の鎌倉の例をみると、学校調査票に丸印をつけたり、教育委員に報告される資料に、数値ではなくミシュランガイドのごとく☆

印が付いている。学校調査票の丸の数と星の数と実際に採択された教科書との相関関係は非常に高い。100%に近い数値。数値との関連があると、市民の受け止め方として学校の希望がそのまま採択になっているのではないかという誤解を与えるので、見直していただきたい。

最後に、観点として、教育基本法、学校教育法、学習指導要領の目標を踏まえて教科書を評価することが重要である。文科省の資料にも、見栄えではなく教育基本法に照らしてどうかということをも十分吟味する必要があると書いてある。鎌倉の教科書採択の方針書を見ると、その中に観点が大きく二つあり、一つは教育基本法、学校教育法、学習指導要領との関連となっている。ところがその後の担当委員会からの報告書や、教育委員会に上がる資料を見ると、いずれもこの観点が評価されていない。資料だけ拝見すると、方針には書いてあるが、実際に報告される資料にはその観点だけが抜けていると思う。さらに学校調査票の脚注欄に共通な観点として、県教委の採択方針4ページ、5ウ～オの狙いに沿っているかという観点が書いてある。ウ～オと書いてあるが、アとイは除いているということで、アには教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連というのが、県教委の方針アに書いてある。ここではウ～オとしてあり、アとイが除いてある。その辺は単純ミスとは思いますが、そういう面では是非教育基本法の目標、各目標との関点を重視して欲しい、という趣旨である。というのも、せっかく鎌倉市の方針には書いてあるが、実際調査研究する時にそれが配慮されていないということに疑問を持ったため、この項目を付け加えた。教育基本法がどのような趣旨で改正されたのか、教育基本法の改正の趣旨は学習指導要領の総則に書いてある。学習指導要領の総則は、全ての教科に共通する内容が書いてあり非常に重要なので、是非ご配慮賜りたい。

(質問・意見)

山田委員

貴重な意見感謝する。請願者の説明を受け、事務局に対し質問はあるか。

朝比奈委員

採択方針の採択を含めて、来年度の中学校教科用図書採択はどうなっているか。

教育部指導課課長

来年度の中学校教科用図書採択については、本年度と基本的には同じになるが、4月の定例教育委員会で中学校の採択方針を決める。それに基づき鎌倉市教科用図書採択検討委員会を開催するが、5～7月の間に見本本等の調査研究となっている。その内容を報告しながら、8月には教科用図書の採択の教育委員会を開催して、採択していただくとなっている。

下平委員

私も何回か小・中学校の教科書選定に関わらせていただいたが、既に全員に全ての教科書を届けていただいている。かなり時間をかけ出張先まで教科書を抱えて行って、積極的に拝見して意見交換をしているので、その点をご安心いただきたい。それに関して、昨年小学校の教科書採択させていただいたが、今年の中学校の採択に大きな変更点はあるか。

教育部指導課課長

毎年、文部科学省がその年度の教科書採択に関する通知がきて最終的には見えるが、現時点では大きな変更の連絡もないので、中学校についても今年度同様と考えている。

齋藤委員

採択のとき、前回の小学校のときだが、早く配られて綿密に、私たちも責任ある立場としてしっかり読んだ。中学校の本も内容が気になっているところだが、いつ頃届けていただけるのか。

教育部指導課課長

それについても国の通知が最終的になるが、通常では5月に各社からの見本本が届くということになるので、来年度も同じ時期ではないかと考える。

山田委員長

それでは、質疑を打ち切る。本件は、取り扱いも含め各員のご意見を願います。なお、請願の取り扱いについては、採択すべきか否かの意見も併せて願います。

朝比奈委員

これまでも教科用図書の採択は国県の方針に基づきながら、公平公正中立な立場で取り組んできている。これは今後同様に扱うものと考えてるので、不安に思われることはない。

下平委員

これまでも私たちそれぞれに誠実に拝見して話し合いも重ねてきているので、既に教科書をいただける日程も考えながら教科書の勉強会や意見交換日時も予定している状況である。以前にも請願いただいたことがあるが、今回来ていただき、きちんと説明もいただいた。請願があったことをしっかりと受け止め、そういう点を再度検討を重ねながら、しっかり公正に責任を持って判断させていただく。そういう意味では、いただいたご意見の内容に関して改めて採択という形の必要性を感じないので良いのではないかと考える。

齋藤委員

私も、教科書採択にあたっては、教育委員の責任において採択をしていくので、今のご意見をしっかり承りながら考えさせていただくということで、我々は中立の立場で採択に臨んでいくということをここではっきりさせてお任せいただくことで、今回に関しては不採択とする。ご意見はしっかり受け止めて考えていく。

安良岡教育長

例年採択にあたっては、市の調査研究報告書だけではなく、県の教科用図書調査研究の結果を合わせて採択するにあたって利用させていただいている。従って市の調査研究報告書だけではなく、県の調査研究の結果も踏まえながら採択に臨んでいる所だが、これから市の採択方針を定めるが、これまでと同じく昨年同様国県の方針を踏まえながら公正、適正を期して本市の子どもたちにふさわしいものを選択するという方向は変わらないと考えるので、敢えてこの請願を採択するということにはならない。

山田委員長

私の意見も皆と同様だが、おっしゃることは真摯に受け止めさせていただくが、学校調査票についてもご心配をされているようだが、私たちは同様に市民の方々からの意見も全て目を通して、また、私どもも長時間一冊一冊全部の学年を読ませていただき今勉強をし直している所であり、今の時代は我々と全然違うと驚き、いろいろな面で改善されていることに喜びながらしているので安心いただければと思う。

(採決の結果、請願第1号は全会一致で不採択と決した)

3 議案第33号 不当労働行為救済申立事件について

山田委員長

日程の3 議案第33号「不当労働行為救済申立事件について」を議題とする。議題の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

平成27年2月25日付で、申立人である鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が、被申立人を鎌倉市代表者、市長 松尾崇及び鎌倉市教育委員会代表者、教育委員長 山田理絵とする不当労働行為救済申立書を神奈川県労働委員会に提出したため、審査の手続きを開始しようとするものである。

不当労働行為救済申立書によれば、申立人が請求している救済の内容は三点。一点目は、被申立人らが平成27年2月13日に鎌倉市議会に上程した申立人組合員の特殊勤務手当廃止の提案を撤回して、従来通りの手当を支給しなければならない。二点目は、被申立人らは、特殊勤務手当の支給につき、申立人組合と誠実に団体交渉をしなければならない。三点目は、被申立人らは、申立人に対し、労働委員会から救済命令の交付を受けた日から1週間以内に陳謝文を手交するとともに、縦1.5m、横2m以上の白紙に鮮明に墨書きした上で、市庁舎正面玄関の見やすい所に1カ月間毀損することなく掲示しなければならない、という内容である。

市長部局は、今回の措置が不当労働行為に当たらない旨の主張を行うとのことであり、教育委員会としても市長部局と同様不当労働行為に当たらない旨の主張をしていく。

(質問・意見)

下平委員

特殊勤務手当廃止の提案ということだが、教育委員会に関連することで、この特殊勤務手当があるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

特殊勤務手当はいろいろあるが、教育委員会に関連する手当としては、現場作業手当があ

る。現場において危険不快な業務に従事したときに支給されるものとして、学校給食調理場における作業、或いは地上3m以上の足場の不安定な場所における高所における枝払い等がある。主に学校現場に勤務する技能労務職員に支給されている。

下平委員

この(3)は、具体的にどういうことを言っているのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

組合として、要求について、皆さんに分かるように市庁舎前に提示をしてほしいという申立ての内容である。団体交渉を進めていたにも関わらず、市長交渉で一方的に打ち切ったことに対して不当労働行為であるということに対して、本来組合員に支払われるべき特殊勤務手当を支払うべきであると、こうした行為について労働組合の運営に介入したことを陳謝し、今後一切行わないことを誓うという内容について、掲示をしろという内容である。

山田委員長

給食の調理師というのは元々その職業で入られているわけで、そこにおける特殊技能というのはどういうことか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

現場作業手当というのが、現場において危険不快な業務となっていて、作業環境として夏は非常に暑い中で、衛生上窓を開けられない中で作業するということになり、冬場も寒い中で作業をするので、そういった意味でもともと給食調理作業のみをするということで採用しているが、それが従来からの特殊手当ということで支給されていた。作業としては、技能労務職の給食調理員ということで採用している。

(採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された)

4 議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

山田委員長

日程4 議案第34号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とする。説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行され、教育委員会制度の改革が行われるため、「鎌倉市教育委員会会議規則」他6件の関係規則を改正する規則を制定するものである。

改正にあたっての考え方であるが、法律の改正により平成27年4月1日以降に教育長を任命する際に現在の教育委員長の職を兼ねる新教育長として任命することとなり、また、新教

育長の就任に伴い、教育委員長の職が廃止となるため、必要な改正を行うものである。また、法律の改正に伴い、文言の追加や修正等も行う。個別の規則ごとに説明させていただく。

初めに26ページ、1件目「教育委員会会議規則」である。第1条では、引用条文が変更になるため、「第15条」を「第16条」へ改める。第2条では、新教育長は教育委員ではないことから、「委員」とあるのを「教育長及び委員」に改める。第3条では、委員長が行っていた会議の招集は教育長が行うこととなるので、第3条以降「委員長」とあるのを「教育長」と改める。また、第3条第3項に会議の要件が定められているが、法律では委員の3分の1の以上からの請求があったときに招集できるとなっている。本市の場合委員は4人となるのでその3分の1である2人以上と定めている。また、これまでも本市では会議録を公表しているが、努力義務が課されたのにあわせ、32ページになるが、第48条の2でこれを規定している。

34ページ、2件目「教育委員会公告式規則」の署名は教育委員長が行っていたが、教育委員長の職が廃止になるため、ただし書きの「教育委員会の委員長」を「教育長」と改める必要があるが、鎌倉市公告式条例に署名は当該機関を代表するものとあるので、ただし書きは不要となることから削除する。

35ページ、3件目「教育委員会公印規則」。委員長印、委員長職務代理者印の廃止に伴い、文言を削除する。

45ページ、4件目「教育委員会事務の教育長への委任等の規則」。第1条は、引用条文が変更となるため、「第25条第1項」に改める。46ページになるが、第5条で法律で教育長に委任等された事務について管理及び執行の状況を報告しなければならないと規定されたことから、「処理」とあるのを「管理及び執行の状況ならびに執行」に改める。

47ページ、5件目「教育委員会事務分掌規則」。第2条は、引用条文が変更となるため、「第17条第1項」に改める。また、第4条、総合教育会議についての事項は市長部局の経営企画課が所管することとなったが、教育総務課ではその連絡調整についての事項を所管するため、48ページになるが、第4条に第15号として追加している。49ページに入り、第11条の生涯学習部を教育部に改める。さらに、これまでは教育長の職務代理者を教育部長としていたが、新教育長は委員長職も兼ねるようになり、その職務代理は教育委員が行うと法律で規定されたため、第15条第1項の職務代理の規定を削除する。

50ページ、6件目「教育委員会傍聴規則」で、第1条は引用条文が変更となるため「第16条」に改める。また、第2条以下、「委員長」を「教育長」に改める。

52ページ、7件目「鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則」。第2条の引用条文が変更となるため「第21条第12号」に改める。

改正は以上である。この規則の施行日は平成27年4月1日とする。ただし、改正法附則第2条にて経過措置がうたわれていることから、規則についてもそれぞれ経過措置を設けている。

(質問・意見)

山田委員長

職務代理の件で、教育長に事故があるとか欠けたときには部長が今まで代理をしてきたのが委員になるとのことだが、実際に教育長が欠けた場合、委員が教育長を兼ねるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

改正法の中で、教育長が欠けた場合は教育委員の中から委員の職務代理者が代理するとうたわれている。非常勤の教育委員となるが、法の中でそのように規定されている。

山田委員長

実際は無理なのではないかと感じる。

教育部次長兼教育総務課担当課長

通常の事務処理等については、事務決裁規程の中で部長が決裁を行うという規定があるので、通常事務については部長が決裁を行うことになる。

(採決の結果、議案第 34 号は原案どおり可決された)

5 議案第35号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

日程 5 議案第35号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

平成21年度に学校保健法が学校保健安全法に改正されたことに伴い、「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の関連箇所について一部改正したが、当時変更されていなかった箇所があったため、今回改正を行うものである。

55ページの新旧対照表を参照いただき、第13条の「伝染性疾患等」という名称を、「感染性疾患等」と改正する。なおこの規則は公布の日から施行するものとする。

(質疑・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 35 号は原案どおり可決された)

6 議案第36号 学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

日程 6 議案第36号「学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。説明をお願いします。

学務課担当課長

平成27年5月に、就学事務の関連システムを含む市民課の住民基本台帳システムの入替え及びホストコンピュータの廃止に伴い、住民基本台帳システムの一部である就学に係る新たなシステムを導入しなければならなくなった。新たに導入するシステムは、住民基本台帳システムに付属したパッケージとなり、経費削減によりカスタマイズしないように求められているため、パッケージの帳票に合わせた現行帳票の変更の規則改正が必要となった。

また、平成25年9月に学校教育法施行令が一部改正され、視覚障害者等の就学事務についての変更があったため、あわせて学校教育法の施行に関する規則の一部を改正しようとするものである。

この規則は、平成27年5月7日から施行する。ただし、学校教育法施行令に係る改正については平成27年4月1日から施行するものとする。

(質疑・意見)

安良岡教育長

主にどこが変わったか、大きく変わったところだけでもう一度聞きたい。

学務担当課長

改正条文の後についている59ページはそのまま、60ページの入学通知というのが今まで就学通知であった名称が変わる。次に、62ページの転入学通知を新たに入れた。64ページは書式については変更はないが、条文が「6条から7条」というのが「6条」だけとなる。66ページについては、就学指定校変更許可というのが今まで就学指定校決定通知と承認通知が保護者と校長先生に別々に出ていたものが一つの書式で出てくるようになって、変更させていただく。67ページについては不許可通知というものがなかったが、通常の変更決定通知の中に認否欄があったが、新たに不許可だけ通知を出すとしたことが大きく変わった。69ページについては「区域外就学に関する協議書」というものから「に関する」部分が抜けた。70ページ、71ページも就学についてのそれぞれの通知が出ていたものが、許可証になってしまうという部分と、新たに不許可の通知が出るように改正されたということと、72ページの11号から14号様式については学校からそれぞれ出していただく帳票を任意の書式にさせていただくということで削除させていただいたのが主な改正点となる。

安良岡教育長

住民基本台帳のコンピュータが替わったために、自動的にそういうものが出てきてしまい、今までの書式に替えられなかったということが今回の改正する大きな提案でよろしいか。

学務担当課長

パッケージで買っているもので、新たにカスタマイズできる経費もいただいていたところもあり、出てきてしまう書式に情報を書きいただくことで対応させていただく。執行上は、規則できちんと定めれば名称についてはきちんと対応できることになっているので、今回ここで替えさせていただき、対応させていただく。

下平委員

全国で戸籍のない人というのが話題になっていて、住民基本台帳というものによって入学許可証や通知書みたいなものが出るのだが、もし戸籍がないとか親からの転入届がないことが起こったとき何か対応策はあるのか。

学務担当課長

基本的に子どもがいて戸籍がない場合については、児童相談所や市民課から情報を得た時点で我々も調査をかけることになる。昔1例あったが、関谷の子どもが外国人の母親で病院から逃げてしまい、そのまま戸籍がなかったことが住民からの情報で分かった段階で教育委員会も児童相談所も入って対応させていただき、少し時間はかかったが学校に入った経過がある。ないものを見つけた段階ですぐ対応するということが可能と考える。

(採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された)

7 議案第37号 鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

日程の7 議案第37号「鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。説明をお願いします。

生涯学習センター所長

規則一部改正の内容は、鎌倉市吉屋信子記念館の施設使用取消と使用料還付の事務について、必要な規定の整備を行おうとするものである。主な改正点について、説明する。

第6条（使用の取消し及び還付申請）は、当該事務に係る規定が明文化されていなかったため、「第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用を取り消し、使用料の還付を受けようとするときは、鎌倉市吉屋信子記念館使用取消届・還付申請書（第5号様式）を、使用しようとする日の前日までに教育委員会及び市長に提出しなければならない。」と新たに定める。

第7条（使用料の還付の率）は、条例と同様の内容を規定するため、各項の内容を条例の項を引用する内容に改める。

第8条（還付決定の通知）は、当該事務に係る規定が明文化されていなかったため、「市長は、前条の規定により使用料を還付する場合は、鎌倉市吉屋信子記念館使用料還付承認（不承認）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。」と新たに定める。

その他、基本的事項については条項の繰り上げを行い、現行の第2条（使用申込等）は第4条へ、第3条（開館時間等）は第2条へ、第4条（休館日）は第3条へ、第6条（使用料の減免申請等）は第5条とし、現行の第8条以下は第9条以下とする。

また、第1号様式から第4号様式までの条番号を、それぞれ変更した条番号に改める。なお、「第5号様式（第6条）鎌倉市吉屋信子記念館使用取消・還付申請書」及び「第6号様式（第8条）鎌倉市吉屋信子記念館還付・還付承認還付不承認決定通知書」は、新たに定める。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(質疑・意見)

下平委員

今まで知識がなく申し訳ないが、この記念館は、主にどのように使用されるのか。

生涯学習センター所長

鎌倉市吉屋信子記念館というのは、平成24年から教育部教育総務課生涯学習センターに所管が移された。社会教育施設として一般開放をしている施設となっている。具体的には俳句場や勉強会、ヨガ、予約をされた上での見学、25年度の実態では34団体が使用をしている。ちなみに、利用される日は25年度では300日あるが、そのうちの90日に630名が利用している。

下平委員

使用料は通常の生涯学習センターでも市民が使用しているが、それとのバランスというか、同じくらいなのか。

生涯学習センター所長

使用料は半日単位として午前・午後あるいは通して。半日単位で2,000円と設定している。利用形態は市内の生涯学習の各施設とは違う。

(採決の結果、議案第37号は原案どおり可決された)

8 議案第38号 鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

日程の8 議案第38号「鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。説明をお願いします。

中央図書館長

規則改正の内容だが、現在、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則に規定されている団体貸出は、平成11年に腰越図書館が完成し、各地区に図書館が整備され、利用者の利便性が向上したことにより、利用団体も昭和52年には84団体あったが、減少を続け、平成27年1月1日現在では6団体となった。また、第二次鎌倉市子ども読書活動推進計画において重点事業となっている学校貸出は、近年その利用が増え、小・中学校以外にも、その利用の拡大を図ろうと考えている。そのため、団体貸出から学校貸出へ移行を図るため、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正しようとするものである。

議案集93ページの新旧対照表を参照されたい。変更箇所はアンダーラインで表示した。

目次中、「団体貸出し」を「学校貸出等」に改める。「第4章 図書資料の団体貸出し」を「第4章 図書資料の学校貸出等」に改める。第19条では、団体貸出しの対象を「図書館か

ら離れた地域の自治会等の団体」「老人ホーム、病院等の施設」「その他教育委員会が適当と認める団体」と定めていたものを、学校貸出等の対象である「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「小学校」「中学校」「高等学校」「子どもの家」「子ども会館」「その他教育委員会が適当と認めるもの」に改める。第20条第1項では、「団体貸出し」を「学校貸出等」に、「団体」を「学校」に、「図書館カードの交付を受けなければならない。」を「図書館に申し込まなければならない。」に改める。第20条第2項は削除する。第21条では、「団体貸出し」を「学校貸出等」に、「団体」を「学校等」に改める。第22条第1項では、「団体貸出し」を「学校貸出等」に、「200冊」を「40冊」に、「3月」を「4週間」に、「別に定めることができる。」を「冊数を変更し、又は期間を延長することができる。」に改める。第22条第2項は削除する。第23条では、「団体」を「学校等」に改める。第24条では、図書等の貸出制限を定めている第12条の規定を学校貸出等についても準用することを定める。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(質疑・意見)

安良岡教育長

これまでも、自治会、病院等でも利用があったようだが、今利用されている6団体は、どのような団体か。

中央図書館長

稲村ヶ崎こども文庫は町内会で運営しているが、町内会館でやっている団体が4団体。タンポポ共同保育園、梶原の森たんぽぽ保育園という保育園が2団体利用している。

山田委員長

これらの団体は、改正によって団体貸し出しが出来なくなるということか。

中央図書館長

町内会館に移管し、6団体全てに対し、廃止についてはお話をして了解は得ている。6団体のうち、保育園に関しては新たな「学校貸し出し等」という制度の下、貸し出しを継続していきたい。町内会館でやっているところでは主に子ども用のものを借りたいという要請があるので、対応していきたいと考えている。

(採決の結果、議案第38号は原案どおり可決された)

9 議案第39号 平成27年度鎌倉市学校教育指導の重点について

山田委員長

日程の9 議案第39号「平成27年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。説明をお願いする。

教育指導課長

2月定例会において「平成27年度学校教育指導の重点」(案)を説明したが、ポイントを確認する。A3を二つ折りの別紙資料「平成27年度学校教育指導の重点」を参照されたい。

指導の重点を「小・中学校での滑らかな接続と「生きる力」を育む教育課程の編成」とし、平成27年度から全中学校ブロックで「鎌倉市における小中一貫教育」を順次実施することから、「小中連携を意識した学校運営と教育課程の編成」を重視したものとなっている。

中の見開きの部分をご覧いただく。四つの重点項目は平成26年度と変更ないが、取組内容に一部変更がある。

三つ目の重点項目では、「小学校、中学校間の滑らかな接続を推進する学校体制の構築」を新たに加え、インクルーシブ教育の推進に向けた環境づくりの項目には「共通理解」を加えた。

四つ目の重点項目では、安心・安全な学校環境整備の充実には家庭や地域との連携が重要であり、広く教育活動全般の視点を持って学校環境整備のさらなる充実が図るという意味から、「学校評価の結果や学校評議員の意見を参酌した学校運営」の項目を、三つ目の重点項目から移動した。

平成26年度からの主な変更点は以上だが、前回の定例教育委員会で示したものからの変更はない。なお、関連事業及び最後のページについては現時点では予定としており、平成27年度予算の議会議決後、決定する。

安良岡教育長

主な関連事業の中の「小学校児童安全指導」は、今度どんな方向で何年生を対象に行っていくのか。

教育指導課長

これまでも小学校1年生を対象にやっていて、今まで県の横須賀地区指導委員にお願いをしていたが、予算縮小ということで、4月からは市民安全課が主となってこの事業を継続できるとなっている。内容は同じように行われる。

安良岡教育長

やはり小学校の低学年の子どもたちが放課後狙われるというのが続いている中で、子どもたち自身で安全を考えられるようになるこういうものを充実していく必要があると考える。

齋藤委員

教育的ニーズの把握とチーム支援のところだが、小学校、中学校間の滑らかな接続というところで、先日あったできごとでお願いしたいことがある。

夕刻、中学校に小学校の子どもたちが訪ね、部活を含めて学校訪問をしていた。行ったのは小学校6年生だったので、中学校への希望を非常に持っていた。中学生にとっても、意欲付けをさせるとても良い機会であったと思う。例年行われていることとは思いますが、こういうことを銘打って、なお滑らかな継続学校体制を構築していくというのは重大で、子どもたちをよりよく育てることである。そういうことを大事にしていければより連携も強まり、子どもたちも意欲を持って取り組める鎌倉の教育となっていくのではないかと嬉しく思う。

山田委員長

地域との連携とか安全教育とか情報の共有とかあがっているが、実際に学校教育指導の重点、こうして地域の人に学校と連携してほしいという呼びかけがどのようにされているのか。例えば、こういうものが地域の回覧板で回るのか、どのような呼びかけや連携がとられているのかを聞きたい。

教育指導課長

教育委員会から直接こういったペーパーで地域にお渡しするという形はとっていないが、毎年教育委員会のホームページに出している。実際にはこういったものを受けながら、各学校が地域や家庭や子どもたちの実質に応じて学校教育目標をどのように達成していくかという具体を決めていくので、その際にこういった内容については学校評議員の意見をいただけるのでそういう場面で話をさせていただいたり、学校サイドから保護者の保護者会や地域懇談会など、また「学校便り」を使って地域に回覧をすることもあるので、直接教育委員会を介さないが、学校を介して家庭、地域の連携へとつながっている。

山田委員長

近畿の小学校5年生が被害にあった事件があったが、地域の人たちは危険を認知していたのになぜ回避できなかったのかと考えるが、そういった地域の情報とかが実際どのように共有されるのか。町内会の当番をしているので回覧を回すことはしているが、その中に地域の学校情報や、こうして地域と連携をしたいという話は見えてこないで、子どものいない家庭、高齢世帯には連携の存在は伝わらないと思う。方法はいろいろあるかもしれないが、「うちは子どもがいないから関係ない」というのではなく、地域全体で見守るといことがうたわれているのなら、それがどういう風に具体的に行われるといいのかということを考えていけると良いと考える。

教育指導課長

先ほど学校便りを地域にとあったが、なかなか学校個別には出来ないで、町内会自治会長に必要な部数を渡している。町内会自治会でそれを掲示板に貼ったり、回覧で回すなどはそれぞれの形なので、掲示という形かもしれない。いずれにしても学校がこういうことをやっているというのはそれぞれの学校が発信しており、各学校のホームページを立ち上げているので、出来るだけそういう情報発信はこれからも続けていきたいと考える。

(採決の結果、議案第39号は原案どおり可決された)

10 議案第40号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

山田委員長

日程10 議案第40号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

現職の山田委員長は、平成26年3月24日に委員長に選任され、本年3月23日をもって委員長の任期が満了となる。ついては、後任の委員長の選任をお願いするものである。

なお、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、いわゆる「新教育長」が設置されることとなるが、本市においては法律の附則第2条「平成27年4月1日に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限りなお従前の例による。」という経過措置を適用するため、現行制度の規定がなお効力を有することから、現教育長の在職している間は、教育委員長を選任が必要となる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条では、委員長の任期は1年、また委員長は再選されることができると規定されている。

新委員長の任期は、平成27年3月24日から平成28年3月23日までの1年間となるが、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長としての任期も委員の任期終了日までとなる。

山田委員長

これより委員長の選任を行う。まず選任の方法について諮る。これまで委員長の選任は指名推薦で行ってきたが、今回も指名推薦とするが異議はないか。

(異議なし)

山田委員長

異議なしと認め、指名推薦で行うこととする。なお、この議題の審議に当たっては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項で、「教育委員会の委員は自己配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上の事件又は事故若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされているが、後段のただし書きで、「ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」との規定があるので、ご承知おきいただく。

では、どなたか推薦をお願いする。私も2期勤めたので、他の方のご推薦をお願いしたい。

朝比奈委員

是非下平委員をお願いしたい。知識も豊富なので。

安良岡教育長

私も下平委員をお願いしたい。

山田委員長

下平委員は先ほど申し上げたように議事に参与できないが、ただし書きの規定により下平委員にはこのまま会議に出席していただいてもよろしいか。

(異議なし)

山田委員長

それでは、ただいま推薦の声の上があった下平委員に委員長をお願いすることに異議はないか。

(異議なし)

山田委員長

異議なしと認め、下平委員を鎌倉市教育委員会委員長に選任することと決定した。それでは委員の皆様の同意をいただき、一言ご挨拶をお願いする。

下平委員

法律改正の経過措置ということで、法律改正にあたり新教育長にという話し合いも過去教育委員の中であったが、いろいろな話し合いの結果、教育委員長に推薦いただき務めさせていただくことになった。微力ではあるが歴代の委員長を見習いつつ、これまでどおり教育委員の皆様にご協力ご支援いただきながら努めてまいりたい。これまでも教育委員とのチームワーク連携が心地よく進んでいるので、保ちつつ鎌倉市の教育に関して様々な視点から関わらせていただきたい。引き続きご支援をよろしく願います。

11 議案第 41 号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

山田委員長

日程 11 議案第 41 号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題とする。説明をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

委員長職務代理者は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされている。

現職の委員長職務代理者である下平委員は、平成 26 年 3 月 24 日に委員長職務代理者に指定され、本年 3 月 23 日をもって任期満了となる。については後任の委員長職務代理者の指定をお願いするものである。

委員長職務代理者の任期は特に定められていないが、慣例により、委員長の任期同様 1 年としている。

今回は、先ほど委員長に選任された下平委員の任期が平成 27 年 6 月 22 日までとなっているため、委員長職務代理者の任期も、委員長同様平成 27 年 3 月 24 日から平成 27 年 6 月 22 日までとなる。

山田委員長

それでは職務代理者の指定を行う。指定の方法について諮る。これまで職務代理者の指定については指名推薦で行われてきたが、今回も指名推薦とすることによろしいか。

(異議なし)

山田委員長

それでは指名推薦とすることとする。どなたかご推薦をお願いする。

朝比奈委員

齋藤委員、是非お願いしたい。

下平委員

是非、齋藤委員をお願いしたい。

山田委員長

ただいま名前のあがった齋藤委員は先ほど申し上げたように議事に参与できないが、ただし書きの規定により齋藤委員にはこのまま会議に出席していただくことでよろしいか。

(異議なし)

山田委員長

それでは、ただいま推薦のあった齋藤委員を委員長職務代理者とすることに異議はあるか。

(異議なし)

山田委員長

異議なしと認め、齋藤委員を鎌倉市教育委員会委員長職務代理者に指定することに決定した。それでは、委員の皆様のご同意を得て一言挨拶をお願いする。

齋藤委員

大変なお仕事となり緊張するが、教育委員の皆様とともにいろいろ考えながら鎌倉のためにより一歩でもよりよい方向に向けるように頑張っていきたい。私の考えている言葉で、私が他の人に伝える言葉の一つでもあるが、「どんな仕事も来ようとも、課題が来ようとも、神様はその人に努力して解決できないことは与えない。だからどんなことがあっても、前を向いて一歩ずつ努力することが大事である」私は、若い先生たちにも言った。今その言葉を思い出し、大変なお仕事ではあるが、皆様のご協力の中で少しでも力が発揮できればという思いで頑張っていくので、協力をお願いする。

山田委員長

以上で、本日の日程は全て終了した。これで3月定例会を閉会する。